

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

麻しんの疫学情報の報告等について（協力依頼）

「麻しんに関する特定感染症予防指針（以下「予防指針」という。）」（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）に基づき、平成 27 年度までに麻しんの排除を達成するとともに、世界保健機関による麻しん排除達成の認定を受けることを目標として、対策に取り組んでいるところです。

しかしながら、一部の麻しんの報告例において、疫学情報の報告等が十分行われていないことに鑑み、特に下記の点について、予防指針の更なる徹底をお願いします。

なお、本年 1 月から 4 月の報告例については、本年 5 月末までに対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 届出のあった臨床診断例について、医師に対して、血清 IgM 抗体検査等の血清抗体価の測定の実施と都道府県等が設置する地方衛生研究所でのウイルス遺伝子検査等の実施のための検体の提出を求めるとともに徹底いただきたいこと。臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんと判断された場合は、麻しん（検査診断例）への届出の変更を求めるとともに更新のあった検査診断情報を感染症サーベイランスシステム（以下「NESID」という。）に追加入力すること。また、麻しんではないと判断された場合は、届出を取り下げることと求めるとともに、届出が取り下げられた際には NESID に削除入力すること。
2. 麻しんの患者が 1 例でも発生した場合に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 15 条に規定する感染経路の把握等の調査を迅速に実施するよう努めること。調査により得られた感染者との接触歴や検査結果などの疫学情報については、可能な限り、NESID に追加入力すること。

3. 医師から麻疹患者の検体（疑い例を含む。）が提出された場合は、都道府県等が設置する地方衛生研究所において、原則として全例についてウイルス遺伝子検査等を実施すること。また、検査の結果、麻疹ウイルスが検出された場合は、可能な限り、地方衛生研究所において麻疹ウイルスの遺伝子配列の解析を実施する、又は地方衛生研究所において解析を実施できない場合には、国立感染症研究所に検体を送付すること（解析が終了し次第、地方衛生研究所に解析結果を送付する）。さらに、解析により判明した遺伝子型等については、可能な限り、NESID に追加入力すること。